

## 子育て

### 在宅育児支援事業給付金

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、0歳児を在宅で育児する多子世帯の方に給付金を支給します。支給には申請が必要です。申請期限内であれば対象月数分を支給します。

- **対象者**／育児休業給付金を受給していない世帯および生活保護を受けていない世帯、暴力団と密接な関係を有しない世帯で、次の要件を全て満たす乳児がいる世帯
    - ① 有田川町内に住民登録を有すること
    - ② 平成30年（2018年）4月1日から令和元年（2019年）12月31日までに生まれた乳児
    - ③ 属する世帯内の第二子以降であること
    - ④ 第二子の場合、申請者と申請者の配偶者の市町村民税所得割合算額が7万7101円未満であること（4〜8月分は平成30年度（2018年度）、9〜3月分は平成31年度分（2019年度）で判定）
    - ⑤ 保育所などに入所していないこと
- ※年度途中で要件に変更があり、対象になる（ならなくなった）場合は対象となる期間分を受給することができます。

● **支給額**／対象となる乳児1人あたり月額3万円（最大10カ月分）

● **申請時に必要なもの**

- ① 支給認定申請書（※）
  - ② 申請者、申請者の配偶者および乳児の健康保険証の写し
  - ③ 乳児が第二子である場合において、申請者および申請者の配偶者の市町村民税の所得割合算額を確認できない場合、確認できる市町村が発行した市町村民税の所得割額に関する証明書
  - ④ 育児休業給付金の受給申請（予定も含む）がないことを証明する書類（※）
  - ⑤ 児童手当などを市町村以外から受給している場合（公務員など）は乳児にかかる児童手当などの受給を証明する書類
  - ⑥ 振込先口座の通帳の写し（口座番号、名義人などが記載した部分）（※）
- ※①④については申し込み先でお受け取りいただくか、町ホームページからダウンロードできます。⑥については乳児と同居していない場合を除き、支給対象者は児童手当などの受給者となるため、振込先口座は児童手当受給者の口座となります。
- **申請期限**／令和2年（2020年）3月31日まで

【**申請**】子ども教育課（金屋庁舎）

## 医療

### 重度心身障害児（者）医療費助成制度が変わります

令和元年（2019年）8月1日から、新たに精神障害者福祉手帳1級所持者の方が対象となります。対象となる方には、7月に通知をお送りしています。手続きがお済みでない方は申請してください（65歳の誕生日以降に新規で手帳を取得された方は、助成対象外となります）。

対象に該当すると思われる方で、通知が届いていない方はお問い合わせください。

- **申請時に必要なもの**／①申請書
- ②精神障害者保健福祉手帳
- ③加入している健康保険証
- ④印鑑
- ⑤本人確認書類（免許証など）

【**問**】住民課（吉備庁舎）

### 後期高齢者医療制度各種認定証の更新手続き

【**限**】「限度額適用・標準負担額減額認定証」「限度額適用認定証」

外来受診や入院をした際に、「限度額適用・標準負担額減額認定証」「限度額適用認定証」を医療機関や薬局などへ提示いただくと、窓口で支払う医療費の自己負担限度額（上限額）や入院時の食事代（減額認定

証に該当する方）が減額されます。令和元年（2019年）8月以降の対象者で平成30年度（2018年度）に交付した方には、7月下旬に新しい認定証を郵送しています。昨年度までは、一度認定証を交付したことがある方のうち対象となる方には認定証を郵送していません。しかし限度額区分の増加などにより対応が難しくなったことから、平成29年度（2017年度）以前に交付した方については本年度は郵送していません。

なお、現在該当していても所得の変動や世帯構成の変更などで8月以降に該当する場合があります。また、外来受診や入院をされても認定証が必要でない方もいらっしゃいます。事前にお電話などでお問い合わせください。

● **対象者**

- ・ 限度額適用・標準負担額減額認定証／自己負担額が1割の方で町県民税非課税世帯の方
- ・ 限度額適用認定証／自己負担額が3割の方で同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得が690万円未満の方

● **申請時に必要なもの**／対象者の印鑑・保険証、来庁される方の印鑑・免許証など

【**問**】住民課（吉備庁舎）